

所沢市失業者就職活動資金貸付制度のご案内

本貸付制度は、勤労者の方が失業された場合（自己都合及び定年退職等を除く。）に、再就職をするための活動資金として利用していただくもので、就職の促進を目的としています。

1 資格要件

申込時点で、次の全ての要件に該当する方が対象となります。

- ① 市内に引き続き1年以上居住している方
- ② 市内の同一事業所に1年以上、又は市外の同一事業所に3年以上、それぞれ引き続き勤務していた方（ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上あった方）
- ③ 20歳以上60歳以下の方（20歳未満でも結婚をしている方は対象。）
- ④ 離職前、主として世帯の生計を維持していた方
- ⑤ 離職前に納期の到来した市税の滞納がない方
- ⑥ 就職活動を行っている方
（離職後、2年以上に渡って職安に正規の求職をしていない場合は、資格がありません。）
- ⑦ 埼玉県の失業資金を借入していない方
- ⑧ 返済が可能な方

2 貸付条件

貸付金額	50万円以内（必要な額）
償還期間	5年以内（うち据置期間は6ヶ月以内） ※元金均等割賦償還
貸付利子	無利子（延滞利息を除く）
保証	一般社団法人 日本労働者信用基金協会の保証を付けます。 ただし、保証料は市で全額補助しますので負担はありません。

※借入れ後、市外へ転出した場合は一括償還をお願いする場合があります。

3 申込方法

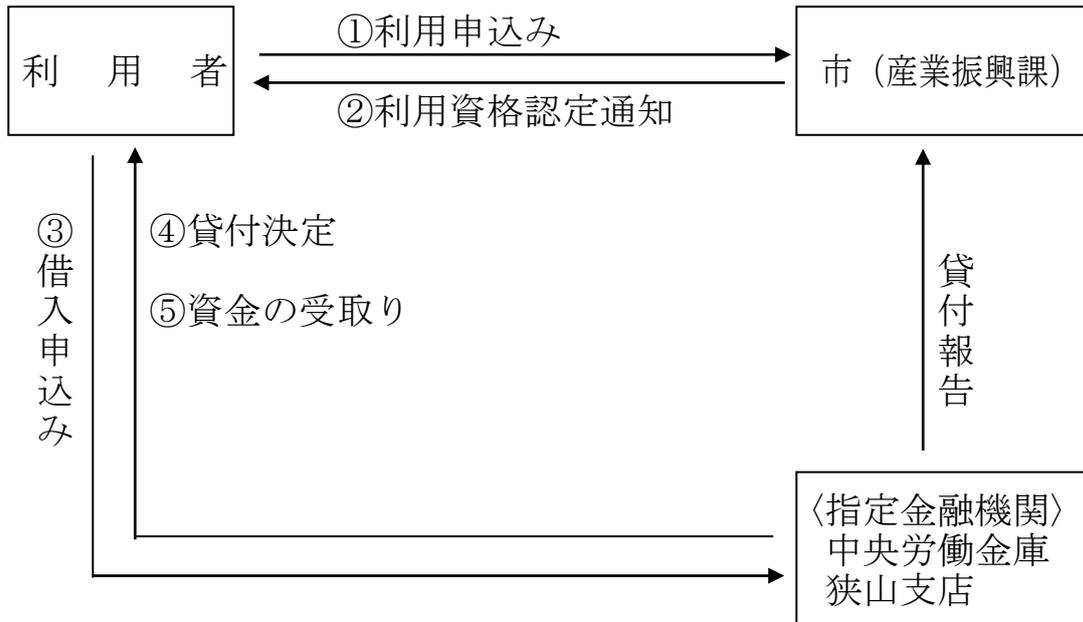
所沢市失業者就職活動資金利用申請書に次の書類を添えて、産業振興課へお申し込みください。

- 添付書類**
- ① 住民票（世帯全員が記載されているもの）
 - ② 公共職業安定所が発行する雇用保険受給資格者証の写し
（両面をコピーして提出してください。）
 - ③ 個人情報に関する同意書
- ※ その他の書類が必要な場合があります。

- 注意事項
- ・ 申請は、必ず本人が行ってください。
 - ・ 市への申請は、貸付資格の認定を受けるためのものです。
 - ・ 貸付資格の認定後、指定金融機関（中央労働金庫狭山支店）で貸付可否の審査が行われます。
 - ・ 各年度の利用申請期限は、該当年度の2月末日です。
（ただし、予算額に達し次第、締め切ります。）

（裏面もご覧ください。）

4 貸付手続き



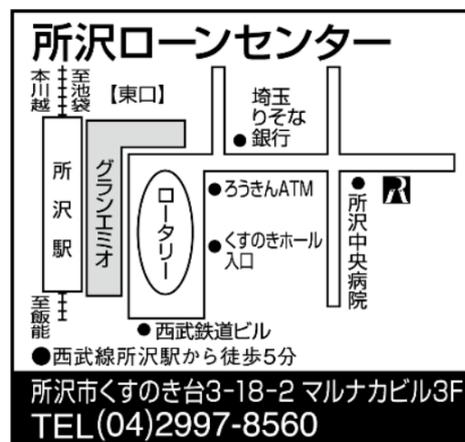
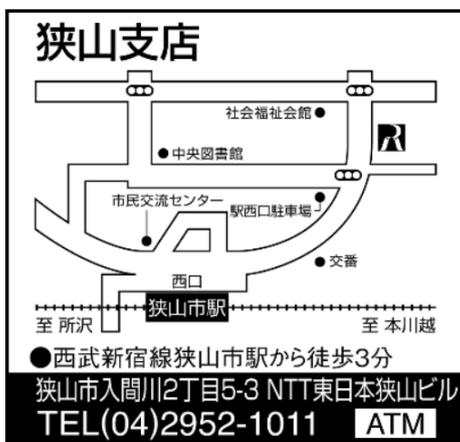
5 指定金融機関

中央労働金庫狭山支店

住所：狭山市入間川 2-5-3 NTT 東日本狭山ビル (狭山市駅西口徒歩 3 分)
電話：04-2952-1011

所沢ローンセンター

住所：所沢市くすのき台 3-18-2 マルナカビル 3 階 (所沢駅東口徒歩 5 分)
電話：04-2997-8560



〔問い合わせ・申し込み先〕

〒359 8501 所沢市並木 1 丁目 1 番地の 1
所沢市役所 産業振興課 労政・企業誘致グループ
電話：04-2998-9157 FAX：04-2998-9162
E-mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp